

1 地域福祉活動の推進

住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らしていける地域社会を実現するため、地域住民の社会福祉を目的とする事業を運営する団体及び社会福祉に関する活動を行う者が相互に連携し、福祉サービスを必要とする高齢者が地域社会の一員として日常生活を営み、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できるよう、地域福祉活動を推進します。

(1) 社会福祉協議会

【現状】

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく地域福祉の推進を目的に地域における住民組織と公私の社会福祉事業者等により構成・設置された民間の福祉団体であり、地域社会において住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画、実施等を行っています。

本市では、社会福祉協議会を中心に福祉の輪づくりを推進していく中で、地域リーダーの役割を持つ自治会長、民生児童委員、福祉員の三者の連携強化を図り、「人に言えない」「人に知られたくない」福祉の潜在的ニーズを「地域で共に考え、地域で見守り合って解決へ向かう」意識づくりとして、各地区社会福祉協議会との連携による地域福祉懇談会の開催や、ふれあい・いきいきサロンの設置拡大等を進めてきました。その結果、地域の要援護者が抱える様々な問題を、近所の人や地域のいろいろな団体が、その世帯だけの問題として捉えるのではなく、地域の問題、ひいては、自分の身近な問題として捉えるような雰囲気を感じられるようになりました。

また、援助を必要とする高齢者が自治会長、民生児童委員、福祉員などの身近な福祉関係者に相談事を気軽に話せるようになり、福祉関係者からの連絡などにより市行政、市社協としても即時の対応ができるようになりました。

【課題】

援助を必要とする高齢者のニーズの多様化に伴い、一人ひとりに合ったサービスが提供できるよう、ニーズに立脚した地域福祉活動を推進していくとともに、介護保険サービスと連携したインフォーマルサービスの一層の提供促進が求められています。

【今後の方向】

社会福祉協議会の「福祉の輪づくり運動」において、高齢者等の日常生活を支える体制づくりを引き続き推進するとともに、新たな役割として、地域福祉権利擁護事業や法人成年後見人受任事業等、個別ニーズに対応できる地域生活支援センター事業のさらなる拡充を図るなど、地域福祉のけん引役として、福祉を取り巻く環境の変化に対応しながら、その活動の一層の振興を図ります。

(2) ボランティア活動

【現状】

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心として、ボランティアの養成研修、登録あっせん、ボランティア活動の普及啓発、相談等を総合的に実施するとともに、ボランティア意識の醸成を図っています。

また、市の協働推進課に市民活動の総合案内窓口を設置し、ボランティア活動の推進・啓発を行っています。

【課題】

ボランティア活動の更なる振興のため、地域での基盤整備を推進するとともに、幅広いボランティア意識の醸成を引き続き図っていく必要があります。独居高齢者が増加する一方で、地域での結びつきが希薄となる現状があり、孤立化する高齢者等が増加の傾向にある中、地域住民による自主的なボランティア活動との連携を図り、高齢者等の安心・安全な生活の確保に努めることが必要となります。

【今後の方向】

ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの整備、充実を図るとともに、協働推進課の総合案内窓口を活用し、高齢者等に対してボランティア活動の推進・啓発を行います。特に、独居高齢者等の孤立化を防止するために必要と思われるボランティアの養成を行うことで、多様な福祉活動への支援を積極的に推進します。

(3) シニアサポーターの育成

【現状】

地域を拠点とした健康づくり・介護予防と見守り支援の仕組みづくりを行うため、地域住民や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関からなる企画・推進チームを設置し、シニアサポーター養成、健康づくりプログラムなどの事業の企画を行っています。

【課題】

広報紙や地域のネットワークを利用したシニアサポーターの発掘など人材の確保が求められています。また、地域福祉活動においてシニアサポーターを積極的に活用するためのガイドライン・マニュアル等を整備する必要があります。

【今後の方向】

地域の拠点施設を活用し、地域の高齢者を対象として、シニアサポーターが中心となった介護予防や健康づくりの取組みを展開します。また、地域サロン拡充のため、積極的なリーダー養成を実施し、地域の特性に応じた支え合い体制の充実を図るための取組みを推進します。

(4) 敬老行事の振興

【現状】

9月の敬老月間中、市民の敬老意識の高揚と市内の事業者の商業振興を図るため、75歳以上の高齢者を対象として敬老祝セールを実施しています。

また、85歳、95歳及び100歳以上の高齢者に対し、市長と市内の保育園・幼稚園児の合作による「敬老祝カード」を配布するとともに、満100歳となられた高齢者の居宅等に市長が直接訪問し、ご長寿をお祝いしています。

この他、市内11地区社会福祉協議会が主催する敬老会に対し、運営経費の助成等の支援を行っています。

【課題】

これからは、福祉サービスの整備だけではなく、地域で支え合うネットワークづくりが必要となります。このため、地域住民の敬老意識を醸成するとともに、地域コミュニティを活性化させ、世代を超えて支え合う基盤

を整備するためには、敬老会等の地域が主体となって取組む、敬老行事等を支援する必要があります。

【今後の方向】

これからも9月を敬老月間として位置づけ、様々な事業者や多くの市民の協力を得て、敬老祝事業を発展させます。また、地域が主体性を持って開催する敬老会に対しては、運営経費の助成を行うなど、地域全体でご長寿をお祝いできる体制づくりを推進していきます。

2 高齢者セーフティネットワークの構築

ひとり暮らしの高齢者の世帯や高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するため、必要なときに必要なサービスが的確に提供できるよう、地域の社会資源や人材を活用するとともに、自治会長、民生児童委員、福祉員などの福祉関係者やボランティアなどの自主的な活動と連携し、高齢者セーフティネットワークの構築を目指します。

(1) 緊急通報システム

【現状】

現在の通報システムは、ひとり暮らし高齢者等が緊急事態発生の場合、緊急通報装置を使用することで管理センターに通報し、通報内容により管理センターが第1通報先、第2通報先への連絡を行います。また、緊急を要する場合は、情報が消防署に通報され、救急隊が出動します。現在の設置台数は、271台です。

【課題】

緊急通報システムは、緊急時に高齢者の安否確認を行う大変有効な手段です。ひとり暮らしの高齢者等の増加に伴い、緊急時の不安解消等のため、利用の促進を図る必要があります。

【今後の方向】

生活に不安のある高齢者等の安全確保と不安解消等を図るため、制度の充実を図るとともに、警察、消防、医療などの関係機関と自治会長、民生児童委員、福祉員等との連携による緊急時地域見守りネットワーク体制の整備を推進します。

(2) 消費者被害のセーフティネット整備

【現状】

近年、高齢者をターゲットにした詐欺や訪問販売などによる消費者被害が多発し高額な被害の相談も相次いでいます。悪質業者は、言葉巧みに高齢者等の不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産に被害を与えています。

【課題】

高齢者の消費者被害を防ぐためには、高齢者自身が問題意識を高めるとともに、身近な人が高齢者の暮らしの変化に注意し、トラブルを発見したときは消費生活センターなどへ適切に橋渡しをするなど、地域社会全体で高齢者を見守る必要があります。

【今後の方向】

未公開株や社債などのあやしい儲け話など悪質商法の被害者にならないよう、広報紙やパンフレット、出前講座など様々な機会を通じて、啓発活動を行います。また、消費者団体や地域の民生児童委員などの関係団体と連携し、行政と地域の協働によるセーフティネットの確保に努めます。

(3) 交通安全と治安の確保

【現状】

高齢化社会が進展する中で、高齢者が関与する交通事故や犯罪が増加傾向にあります。

【課題】

悲惨な交通事故から身を守るため、交通安全施設の整備はもとより、交通安全意識の普及啓発や、ドライバー等の交通ルール遵守及びマナーの向上を図るため交通安全教育の推進が必要です。また、地域社会の犯罪を未然に防ぐため、地域防犯組織や関係機関との連携強化が必要です。

【今後の方向】

交通安全意識を高めるため、交通安全教育等を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、山陽小野田市交通安全対策協議会（事務局・生活安全課）を中心に交通安全活動を促進します。また、地域社会の犯罪

を未然に防止するため、山陽小野田警察署等と連携しながら地域住民の自主的な防犯活動を支援します。

3 高齢者の生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心した生活を送ることができるよう、高齢者の多様なニーズに対応した住環境の整備をはじめ、高齢者が自由に外出できる環境の整備など、ハード・ソフト両面にわたる高齢者の生活環境の整備に努めます。

(1) 高齢者の多様なニーズに対応した居住関係施策の推進

【現状】

高齢者が要介護状態になることを予防し、また、介護の必要な状態になった場合に、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、高齢者の多様なニーズに対応した居住施設の整備を促進するとともに、高齢者が住み慣れた住宅で快適に暮らして行けるよう、高齢者の身体状況に応じた安全で住みやすい住宅の整備・改修の支援を行っています。

【課題】

高齢者の多様な住まいのニーズに対応できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえながら、地域の実情に応じた施設整備や住宅改修の支援などを計画的に進める必要があります。

【今後の方向】

○養護老人ホーム

養護老人ホームは、所得の少ない高齢者で環境上の理由から、在宅での生活が困難な方の入所措置のための施設として重要な役割を担うものです。今後も老朽化に伴う既存施設の改修等を図りながら、バリアフリー法に基づくバリアフリー化を行うとともに、居住環境の改善を検討するなど、利用者の社会復帰や自立を促進するための必要な支援を行います。

本市が入所措置を行っている養護老人ホーム（平成23年11月1日現在）

施設の名称	所在地	定員（人）	措置者数（人）
小野田老人ホーム	山陽小野田市	50	28
長生園	山陽小野田市	50	36
博愛園	宇部市	70	3

秋 楽 園	山口市	100	1
合計		270	68

○軽費老人ホーム（A型）

軽費老人ホームは、家庭環境や住居事情等の理由により、在宅での生活が困難な高齢者が低廉な金額で利用できる施設です。軽費老人ホームの基準省令化に伴い、改築時にケアハウスへの転換となります。現在、本市には整備されていないため、近隣市町の施設を利用することとなります。

○軽費老人ホーム（ケアハウス）

ケアハウスは、自炊ができない程度の身体状況の低下があり、高齢のため独立して生活することが困難な高齢者に対し、「自宅」、「施設」以外の多様な「住まい方」の選択肢を提供するうえで重要な役割を担う施設です。

施設の名称	所在地	定員（人）
ケアハウスさんよう	大字埴生 2156 番地 1	40
ケアハウスとまりの郷	大字西高泊 760 番 3	30

○有料老人ホーム

有料老人ホームは、常時1人以上の高齢者を入所させ、かつ、介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除など家事または健康管理のいずれかのサービスを行うことを目的として、民間活力により整備された施設です。なお、一定の基準を満たせばサービス付き高齢者向け住宅として登録が可能です。

施設の名称	所在地	定員（人）
むべの里住吉	住吉本町 2 丁目 6218 番地 7	18
心遊館こうよう	大字郡字浜 3233 番地 7	10
有料老人ホーム あさひ	大字小野田字入道石 1135 番地 115	1
セカンドハウス 陽だまりのいえ	大字小野田 1315 番地 47	9
かざぐるま荘	大字有帆字真土 535 番地 76	15
笑 家	大字有帆字上猪窪 1296 番地 1	4

○シルバーハウジング

シルバーハウジングとは、高齢者が地域の中で自立し安全かつ快適な生活を続けられるよう、保健・医療・福祉サービスが一体的に整備された公営賃貸住宅です。

現在、本市に施設はありませんが、今後、住空間に係る高齢者の生活の質の向上を図るため、市営住宅の建替え、新設にあたっては、高齢者が利用しやすい安全性に配慮した住宅の確保を図ります。

○サービス付き高齢者向け住宅

高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要であるにもかかわらず、サービス付きの住宅供給は、欧米各国に比べて立ち遅れていることから、国土交通省・厚生労働省共管の制度である「サービス付き高齢者向け住宅」が、平成23年度から新たに創設されました。これは、専門的な資格を持った者が常駐し安否確認や生活相談などのサービスを提供する住宅であるとともに、介護保険のサービスである訪問介護や看護の事業所を併設することも可能であり、高齢者の生活を包括的に支えていく住宅として整備されるものです。従来の高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）、高齢者専用賃貸住宅（高専賃）、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）の3施設は原則廃止され、サービス付き高齢者向け住宅に一本化されるとともに、有料老人ホームも基準を満たせば登録が可能になります。今後、利用者ニーズや事業者の整備意向等を踏まえて建設部局と連携を図りながら、計画的に整備推進していきます。

○高齢者の住宅整備・改修に対する支援

加齢による身体機能の低下に配慮した住宅の一般化や、在宅介護を容易にする住宅の普及を推進するため、「長寿社会対応住宅設計指針」の一層の活用、普及を図ります。さらに、高齢者向け住宅の建築や改修を促進するため、高齢者住宅整備資金貸付制度などの低利融資制度の利用を推進します。さらに、高齢者やその家族が身近な地域で住宅改修の相談や助言サービスを気軽に利用することができるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などを拠点としたシステムづくりを行います。

(2) 高齢者が自由に外出できる環境の整備

【現状】

建築物、公共交通機関、道路、公園などを高齢者、障がい者をはじめとしたすべての人々が安心して気軽に利用できるよう、市はもとより民間事業者及び市民一人ひとりが努力し、お互いに協力して「福祉のまちづくり」を推進しています。

【課題】

誰もが安心して自由に行き交うまち、そして、誰もがまちに出たいと思えるような「人に優しいまちづくり」を進めていくことがこれからの大きな課題です。

そのためには、高齢者等が自らの意思で自由に行動し、様々な行事に平等に参加できる「福祉のまちづくり」を推進するとともに、ハード・ソフト両面にわたる各種施策を重点的、効果的に実施し、市民総参加の取組みを展開する必要があります。

【今後の方向】

高齢者が社会の重要な一員として、就労その他の多様な社会活動に参加するためには、高齢者に配慮した道路環境や公共施設の整備が不可欠です。

また、悲惨な交通事故から高齢者を守るため、交通安全教育等の実施にも力を入れていきます。特に、公共性の高い建築物については、不特定多数の人々が利用することから、単に建築基準法などの基準に適合させるだけでなく、高齢者等の利便性や安全性の向上を図るため、バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）や山口県福祉のまちづくり条例の趣旨に沿った整備を促進します。

また、高齢者の外出を支えるボランティア活動や、やまぐち障がい者等専用駐車場利用証制度を推進するなど、高齢者等が安心して出掛けることのできるまちづくりを目指します。

4 高齢者の社会参加の推進

活力とうるおいのある長寿社会の実現を図るため、高齢者が家庭、地域、企業等様々な分野で長年培ってきた豊かな知識、経験及び技能など多様な能力を発揮し、ボランティア活動や地域づくり活動に積極的に参加できるよう、老人クラブ活動等、様々な社会参加活動の立上げや発展に対し、各種の支援

を行っていきます。

(1) 社会参加活動の促進

【現状】

老人クラブ連合会との共催によるスポーツ大会を実施し、軽スポーツを通じて高齢者相互の親睦と健康づくりを推進しています。

また、ふるさとづくり推進協議会や地区社会福祉協議会などを通じて、高齢者が豊かな知識と経験を活かし、地域の中心的存在として地域行事へ積極的に参加し、子どもたちとの世代間の交流を図る機会の提供を行っています。

さらに、生涯にわたっての学習の機会として、多様化・高度化している高齢者の学習ニーズに対応するため、しあわせ学級、しらさぎ大学（赤崎公民館）、寿学級（厚狭公民館）など、高齢者を対象とした講義を開催し、また、公民館などにおいて絵画、書道、手芸、俳句等の各種講座も開催しています。

【課題】

高齢期は、生涯の各期の中で最も多くの時間を自分のために費やすことができる反面、退職などによる経済的な不安や健康に対する不安など、様々な課題に直面する時期でもあります。

高齢者が健康で社会の変化に対応しながら、心豊かに生きがいを持って学習することができるよう、さらなる生涯教育への支援が求められています。そして、学んだことを社会へ還元することで、地域社会やボランティア活動の担い手となることが期待されています。

【今後の方向】

地域の特性や多様化する高齢者のニーズに即したきめ細かな対策を推進するため、関係団体等が実施する高齢者の生きがい健康づくりと社会参加に向けた様々な取組みを支援します。

特に、高齢者やボランティアが主体となって運営し、高齢者が気軽に集い交流を図る「ふれあい・いきいきサロン」活動の活性化を図るとともに、介護予防事業と連携した活動や地域の特性を生かした取組みを促進します。

望ましい食生活、適度な運動、情緒の安定など、身体的・精神的な健康の保持・増進を図るための学習や、自立生活能力の向上などを図るための

家庭生活に関する学習及び教養、趣味、スポーツ、レクリエーションなどの心の豊かさや生きがいの創造を図るための学習を支援します。

これまで培ってこられた知識、技術、経験などを活用してのボランティア活動、青少年活動の指導、地域行事などへの参加を通じ、世代間の相互理解や交流、社会参加などを促進するための取組みを支援します。

(2) 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動の促進

【現状】

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子育てや教育に関わる問題は一層多様化、複雑化しています。

【課題】

子どもたちの健全な育成のために「学校」「家庭」「地域」がそれぞれの役割を果たし互いに連携をしながら地域社会全体で相互に見守り、支え合う仕組みづくりが求められています。

【今後の方向】

次世代を担う子どもたちの「生きる力」を育むことを目指し、学校・教育・地域が連携し学校支援、放課後子ども教室、家庭教育支援等の支援活動の効率的、組織的な促進のためには、人生経験豊富な高齢者等の協力が不可欠です。

高齢者が地域の子どもたちと触れ合うことによる自分自身の生きがいづくりや健康づくり、子どもを含めた地域での交流の場を広げることにより、地域全体で支え合い見守るネットワークづくりを支援します。

(3) 老人クラブ・自主的な活動グループ等の育成強化

【現状】

老人クラブは、市内に居住する概ね60歳以上の高齢者が加入し、健康づくり、社会参加、教養の向上、レクリエーション活動などを実施しています。

本市では、老人クラブ活動に対し会員数に応じて一定の補助を行う老人クラブ助成事業を実施しているほか、高齢者がその活力を地域社会や健康づくりのために有効に活用した場合に、単位クラブに対して補助金を交付

する高齢者地域福祉推進事業を行っています。

また、老人クラブの果たす社会的役割を認識し、老人クラブの使命感と会員相互の連帯感の醸成を図るため、老人クラブ大会を開催し、意見発表、表彰等を行っています。

【課題】

高齢者の意識も変化しており、地域においては、趣味や興味を同じくする高齢者のグループによる自主的な活動が展開されていますが、これらのグループには新たな地域づくりの担い手として、今後の活動が期待されるとともに、仲間づくりの支援の観点から、グループ情報の提供や新たなグループの立上げ支援等が必要です。

老人クラブ加入者及び加入率の推移

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
65 歳以上の人口(人)	17,678 人	17,819 人	17,849 人
クラブ会員数(人)	3,298 人	3,127 人	2,735 人
加入率(%)	18.65%	17.55%	15.32%
クラブ数	80	77	64

【今後の方向】

老人クラブが高齢社会において果たす役割を踏まえ、高齢者の意識の変化や社会参加のニーズの多様化に対応した新たな取組みが積極的に展開できるよう支援します。

また、ふれあいサロンなど的高齢者相互支援活動と協働し、地域の実情に即した介護予防の取組みを行う老人クラブ等の活動を支援します。

地域において様々な高齢者グループの自主的な活動が展開されるよう、仲間づくりリーダーの養成、グループ間での情報提供、新たなグループの立上げ等の支援を行います。

(4) 活動拠点の確保

【現状】

本市では、市内に福祉センター(会館) 7 箇所、また、老人福祉作業所 4 箇所を設置しています。

福祉センターは、気軽に一日を過ごせる場、高齢者相互のふれあいの場として活用されています。また、老人クラブの活動の場や囲碁、将棋などの趣味を楽しむ学習の場としての活用も盛んです。

老人福祉作業所は、高齢者の福祉の増進と生きがいの向上を図るために、陶芸などの創作活動、教養講座や研修会の開催などの活動を行っています。

【課題】

多くの施設に老朽化が見られ、高齢者の利用に配慮した施設の改修を検討する必要があります。また、公民館との相互利用により、高齢者の生きがいをより一層高めるための取組みを実施する必要があります。

【今後の方向】

個人の知識、技術の習得から、子どもたちや地域住民への学習ボランティア活動や社会参加活動まで、幅広い地域活動を促進します。

老人福祉作業所

名 称	所 在 地
山陽小野田市老人福祉作業所 楽和園	山陽小野田市北竜王町 18 番 11 号
山陽小野田市老人福祉作業所 親和荘	山陽小野田市大字埴生 2156 番地の 3
山陽小野田市老人福祉作業所 むつみ荘	山陽小野田市大字津布田 1061 番地
山陽小野田市老人福祉作業所 厚狭陶好会館	山陽小野田市大字厚狭 26 番地の 1

(5) 介護支援ボランティア活動の推進

【現状】

定年退職後は、長年培ってきた知識や経験、技能などを活かして、地域に貢献したいと考える高齢者が増加しています。

現在、高齢者のボランティア活動については、社会福祉協議会のボランティアセンターが中心となって、様々な取組みを行っています。また、介護ボランティア活動制度の普及・推進を図るとともに老人福祉施設等に対して、積極的なボランティア活用の働きかけを行い、施設での介護業務以外の必要な活動を支援しています。

【課題】

元気で活動的な高齢者がボランティアを通して、社会参加・社会貢献活動を行うことは、高齢者自身の介護予防や健康増進につながるとともに、活力ある地域づくりを進める上でも重要です。

このため、高齢者が積極的にボランティア活動に参加できる環境の整備が必要となります。

※ 事業の流れについては、介護支援ボランティア実施スキーム（P134）を参照してください。

【今後の方向】

社会福祉協議会と連携し、活動意欲のある高齢者の活動の場としての介護ボランティア活動制度の普及・推進を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者への軽度の生活援護や、認知症高齢者への日常的な生活支援や見守りなど、介護保険などの福祉サービスでは対応できない援助活動への本制度の活用も検討していきます。

5 高齢者の就業促進

高齢者の就労意欲は高く、高齢期においても働きたいと考える人が増加しています。また、高齢者の就労意識や、知識、経験、能力に応じた就業ニーズも多様化しています。こうしたことから、シルバー人材センターへの支援等により、高齢者の就労機会の確保や働きやすい環境づくりを推進します。

(1) シルバー人材センターの拡充

【現状】

自らの生きがいの充実と社会参加を希望する、働く意欲のある高齢退職者の臨時的かつ短期的な就労機会を確保し、高齢者の豊かな経験や能力を地域のために積極的に活用するため、昭和62年10月にシルバー人材センターを設置し、市町合併に伴い平成17年6月には山陽地区への地域拡大を図り、事業展開しています。

平成22年度末現在、会員数454人（男321人、女133人）で、受注件数2,797件、受注額は約1億9,830万円となっています。

【課題】

会員の希望職種と受注職種との不均衡、技術技能会員の不足等の課題もあり、就労機会の開拓、各種技能講習会の開催等の施策を積極的に行いながら、シルバー人材センターの運営の充実を図っていく必要があります。

シルバー人材センター会員の年齢構成(平成23年3月末) (単位:人、%)

	60歳未満	60～64歳	65～69歳	70歳以上	計	男女比
男	2	91	112	116	321	71.0%
女	1	24	44	64	133	29.0%
計	3	115	156	180	454	100.0%
構成比	0.7%	25.3%	34.4%	39.6%	100.0%	—

【今後の方向】

センター会報の発行やポスター、パンフレット等の配布、ボランティア活動等による普及啓発活動、会員に適した就業情報の収集による就労機会の開拓、技術者養成の研修会・講習会の実施、施設の設備充実等、積極的な施策を行い、シルバー人材センターの更なる充実を図ります。

(2) 高齢者の雇用支援

【現状】

平成16年に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、高年齢者等の再就職の促進など、高齢者の雇用の確保が図られています。

【課題】

少子高齢化の進展に伴う労働力不足に対応するためにも、高齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢に拘らず働き続けることのできる環境づくりが必要です。

【今後の方向】

ハローワークや商工労働課と連携し、高齢者の知識と経験の有効活用を図るため、高齢者の多様なニーズに対応した雇用・就労機会の確保を促進します。

介護支援ボランティア活動推進事業（地域支援事業 一次予防事業）

（社会参加活動を通じた介護予防の推進）

- 一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて転換交付金の交付ができる。
- 実施に当たっての財源として、「地域支援事業交付金」を活用することができる。

実施スキーム（例）

